

インフラ長寿命化推進会議の運営要領

第1 趣 旨

「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、令和6年5月13日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するインフラ長寿命化推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議にて決定）に基づき北海道が策定するインフラ長寿命化計画及び「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日、総務大臣通知）により策定の要請を受けた公共施設等総合管理計画に関すること
- (2) その他、インフラ長寿命化に係る施策の推進に関すること

第3 組 織

会議には座長を置き、総合政策部計画局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもって充てる。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」を設置する。
- 3 「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 その他

会議の庶務は、総合政策部計画局計画推進課において処理する。

別表

所 属	構成員の職
総務部	総務課課長補佐（総務） 財産課主幹（エネルギー管理） 財政課主幹（財政再建） 法人団体課主幹（大学法人）
総合政策部	総務課課長補佐（調整） 政策局主幹（政策企画） 地域戦略課課長補佐（地域戦略） 市町村課課長補佐（財政） 科学技術振興課主幹（道総研）【欠員】 計画推進課課長補佐（社会資本整備）
環境生活部	総務課課長補佐（政策調整）
保健福祉部	総務課課長補佐（政策調整・危機管理）
経済部	経済企画課課長補佐（政策調整）
農政部	農政課課長補佐（企画） 農村設計課主幹（社会資本）
水産林務部	総務課課長補佐（政策調整）
建設部	建設政策課課長補佐（建設政策） 建築保全課課長補佐（ストックマネジメント）
出納局	総務課課長補佐（総務）
企業局	総務課課長補佐
道立病院局	総務課課長補佐（予算・決算・経理）
教育庁総務政策局	教育政策課課長補佐（政策企画）
警察本部総務部 交通部	会計課課長補佐（予算） 施設課課長補佐（施設計画） 交通規制課課長補佐（企画・許可）